

『文選』李善注の増補改變

— 從省義例「已見」について —

『文選』李善注の從省義例「已見上文」「已見某篇」には、寫本と板本のみならず、板本間にも異同が見られ、かなりの混亂が生じている。前稿で、唐鈔李善單注本『文選』殘卷の甲卷（以下、永隆本）・乙卷と板本との比較を行い、永隆本に比べて板本には從省義例が大幅に増加していることから、李善注本は最初から完成本であつたのではなく、未整理であつた注釋の體例が次第に整えられていったのだと述べた。ただ、乙卷に永隆本と逆に唐寫本のみに見られる「已見」が多いことについては、問題點の指摘にとどまつた。

そこで、本稿では、唐寫本と板本の從省義例を、集注本も含めて検討し、乙卷の問題について考察するとともに、李善注の増補改變過程を考へる一助にしたいと思う。なお、使用するテキストは、拙稿「唐鈔本李善單注本『文選』殘卷校勘記」^②に記した通りである。

一 從省義例

李善注の從省義例は、斯波六郎博士の「李善文選注引文義例考」^③に「丙引文の記載法 (二) 既に前文に於て、他の文を引いて注した語句が、復た後文に出た時は、必ずしも重ねて文を引かず、唯「某已見上文」又は「某已見某篇」と記すに止める。」と記されているものである。

現行の板本では、この注を省略する記載法に關する李善自身の説明と

して、次の四例が記されている。^④

(1) 石渠、已見上文。然同卷再見者、竝云已見上文、務從省也。他皆

類此。(卷一、班固「西都賦」、「又有天祿石渠、典籍之府」注、12 a 10)

※「石渠」については、すでに同卷の「兩都賦序」の「内設金馬石渠之署」の注に、「三輔故事曰、石渠閣在大祕殿北、以閣祕書。」と記しているのです、ここでは省略するという。

(2) 諸夏、已見西都賦。其異篇再見者、竝云已見某篇。他皆類此。(卷

一、班固「東都賦」、「光漢京于諸夏」注、23 a 6)

※「諸夏」については、すでに卷一「西都賦」の「遑躒諸夏、兼其所
有」注に、「論語、子曰、夷狄之有君、不如諸夏之亡也。」と記すとい

う。

(3) 諸夏、已見上文。其事煩已重見及易知者、直云已見上文、而它皆

類此。(卷一、班固「東都賦」、「内撫諸夏、外綏百蠻」注、26 a 3)

※同じ言葉が何度も出てきて、分かり易いものは、ただ「已見上文」

とだけ記すという。

(4) 樂大、見西都賦。凡人姓名及事易知而別卷重見者、云見某篇、亦

從省也。他皆類此。(卷二、張衡「西京賦」、「於是采少君之端信、庶樂大

之貞固」注、12 a 8)

※「樂大」については、卷一「西都賦」の「騁文成之不誕、馳五利之所刑」注に、「漢書曰、……又曰、樂成侯登上書言樂大、天子見大

悦。曰、臣之師、有不死之藥可得、仙人可致。乃拜大爲五利將軍。」とあるので、重ねては示さないという。義例(2)と同じであるが、ここでは人名について重ねて説明したものとと思われる。

この他に、「已見」と記したことを説明したものに、次の二條があるが、二條ともに以後の記載方法に言及していないので、単に繰り返しては注釋しないことを示しただけかもしれない。

(5) 婁敬、已見上文。凡人姓名、皆不重見。餘皆類此。(卷一、班固「東都賦」、「故婁敬度勢而獻其說」注、19 b 8)

※「婁敬」については、すでに卷一「西都賦」の「奉春建策、留侯演成」注の「漢書曰、高祖西都洛陽、戍卒婁敬求見、說上曰、陛下都洛不便、不如入關、據秦之固。上問張良、良因勸上。是日車駕西都長安、拜婁敬爲奉春君、賜姓劉氏。」に見えるので、重ねては示さないという。

(6) 鵠鵠、已見西都賦。凡魚鳥草木、皆不重見。他皆類此。(卷二、張衡「西京賦」、「鳥則鸛鵠鵠鵠、鴛鴦鴻鸕」注、17 a 6。永隆本、「已見西都賦」作「二鳥名也」)

※「鵠鵠」については、すでに卷一「西都賦」の「鵠鵠鵠鵠」注に、「爾雅曰、鵠、麋鵠也。鵠、音括。郭璞曰、即鵠鵠也。郭璞上林賦注曰、鵠、似雁、無後指。鵠、音保。」と記しているので、重ねては示さないという。

これが李善の記す従省義例であるが、『文選』全巻を通してこの義例が適用されているのではないことは、同じ言葉に對する同じ引書が何度も行われていることでも明らかである。なおかつ、この義例自体に、本来の李善注にあったのかどうかと疑われる次のような問題がある。

○(1)で「同卷再見者」を「已見上文」というのなら、(2)の「異篇再見者」をわざわざ「已見某篇」と言う必要がない。この点について、

斯波博士は「異篇にして同卷なるもの固より多いから、(1)と(2)とは相抵悟する嫌いがある。(1)の「同卷」は「同篇」に作るべきではなからうか。」と言われる。ただここでは、「西都賦」の「石渠」が、「兩都賦序」にあるので、「同篇」とは言い難い。

○先に(5)があるのに、なぜ後から(4)を記すのか。(5)が同卷内、(4)は別卷について言うのであろうか。説明不足で判然としない。

○(3)は義例として適用する範圍が甚だ曖昧であり、(1)(2)との關係が不明である。高步瀛「李注略例」(駱鴻凱「文選學」源流第三引)に、別卷でも「已見上文」がみられることを例として、「此二條(筆者注(2)と(3))各爲一例、不可偏廢也。……不惟異篇且異卷、相隔甚遠、實皆準此例也。若但有前例而無此例、則不免自言之而自違之矣。」と言い、斯波博士は「(3)は(2)と相似て、而もその實相異なっている。(3)は、既に前篇に於いて注せる語が、後の諸篇に於て屢々出れば、再見の時に於てのみ「已見某篇」と記すが、三見以後に於てはただ「已見上文」と記すに止め、又人の知り易いものは、再見の時から直ちに「已見上文」と記し、縦し異篇に出ても「已見某篇」とは記さないことを謂ふのである。」と言われるが、以下に例示するように、この(3)は義例としての用をなしていないのが實態である。

これら従省義例と實際の注釋との不一致は、早くも卷一内で生じている。以下、「東都賦」の「已見」の疑問箇所を例示する。

○義例(2)の前に、「六合、已見上文」(「六合相滅」注、20 a 6。「西都賦」の「是故橫被六合」注に「呂氏春秋曰、神通乎六合。高誘曰、四方上下爲六合。」とある)と注するのは、どういふことか。義例(2)と同じことなので、ここは「六合、已見西都賦」となるはずである。

○義例(2)の後、義例(3)の前に、「部曲、已見上文」(「駢部曲、列校隊」注、24 b 3。「西都賦」の「部曲有署」注に「司馬彪續漢書曰、將軍皆

有部、大將軍營五部、部有校尉一人、部下有曲、曲有軍候一人。」とある)のものと同様に不可解な注である。義例(2)に従えば、「已見西都賦」となるはずであるし、義例(3)ならここに説明文をつけないといけない。もし前例とともに義例(1)「同卷再見」に相當するのなら、義例(2)・(4)は不要ということになる。因みに、「部曲」の語は、『文選』に九例見られるが、

・卷二、張衡「西京賦」、「結部曲、整行伍」注(永隆本同じ)

「李善注」司馬彪續漢書曰、大將軍營五部、部有校尉一人、部下有曲、曲有軍候一人。

・卷八、司馬相如「上林賦」、「睨部曲之進退」注

「李善注」部曲、已見上文。

・卷二八、鮑照「東武吟」、「將軍既下世、部曲亦罕存」注

「李善注」司馬彪續漢書曰、大將軍營五部、校尉一人、部有曲、曲有軍候一人。

その他の、「或故營部曲」(卷四四、陳琳「爲袁紹檄豫州」)、「又操持部曲精兵七百」(同)、「部曲偏裨將校諸吏降者」(同)、「告江東諸將校部曲及孫權宗親中外」(卷四四、陳琳「檄吳將校部曲文」)、「胡濩子弟部曲將校爲列侯將軍已下千有餘人」(同)には、何の注も施されていない。

という具合に、義例に沿うものにはなっていない。

○「輅、已見西都賦」「鳳蓋、已見上文」「和鑾、已見上文」(「登玉輅、乘時龍。鳳蓋參麗、猷鑾玲瓏」注、24 a 2。)は、「西都賦」の「大路鳴鑾」注に「周禮曰、巾車掌玉輅。凡馭輅儀、以鑾和爲節。鄭玄曰、鑾在衡、和在軾、皆以金鈴也。」「張鳳蓋」注に「桓子新論曰、乘車、玉爪華芝及鳳皇三蓋之屬。」とあるのを指すが、なぜ「已見西都賦」「已見上文」と

區別して記載するのか、不明である。「輅」は『文選』に頻出するが、「已見く」と注するのはここだけであり、逆に「鳳蓋」は顔延之「三月三日曲水詩序」の「鳳蓋俄軫」(卷四六、李善注「東都主人曰、鳳蓋琴纒。」)に「簡所、和鑾(鑾)」「鑾(鑾)和」は、張衡「南都賦」の「振和鸞兮京師」(卷四、李善注「鄭玄禮記注曰、鑾輅、有虞氏之車也。有鑾和之節。」)・司馬相如「難蜀父老」の「鳴和鸞、揚樂頌」(卷四四、注なし)・楊雄「劇秦美新」の「揚和鸞肆夏以節之」(卷四八、李善注「大戴禮曰、行以和鸞、趣中肆夏。鄭玄周禮注曰、鸞和皆金鈴也。」)の三箇所に見られるのみで、義例(3)の「其事煩已重見及易知者」には該當しない。その上、「南都賦」注の胡氏考異に「鄭玄禮記注曰下至有鑾和之節、袁本此十九字作和鑾已見上文、是也。茶陵本複出、非。」と言うように、板本間でも異同が生じているのである。

○「險阻四塞、脩其防禦」の注に「防禦、已見上文」(28 b 5。「西都賦」の「防禦之阻」注に「楊雄衛尉箴曰、設置山險、盡爲防禦。」とある)と注するが、「防禦」は『文選』にこの二箇所以外には見られないし、楊雄「衛尉箴」はそれほど知り易いものとも思われない。義例(3)とすることはできないので、「防禦、已見西都賦」とするのが適當であろう。これも、義例(1)「同卷再見」だというなら、義例(2)は意味がないことになる。

このような「已見く」をめぐる注釋體例の不整合は、全卷を通して枚擧に暇がない。なぜこのような問題が生じたのか。以下、唐寫本、集注本に見られる「已見く」と板本との異同を検討してみたい。

二 唐寫本の「已見く」

李善の存命中に筆寫された永隆本、及び同じく「臣善曰」の記載が見

- られる唐寫本乙卷、この二者の敦煌出土『文選』殘卷李善單注本が、板本李善注の改變の跡を知る上で貴重な資料であることは、高步瀛、斯波六郎、饒宗願などの先賢がつとに指摘するところである。永隆本で「已見」に作るものは、先に挙げた義例(4)の他に次の三例である。
- 1 横西瀛而絶金墉。「李善注」瀛、已見上文。(11b3。板本同じ。)
 - 2 列瀛洲與方丈、夾蓬萊而駢羅。「李善注」三山、已見西都賦。(11b10。板本同じ。)
 - 3 弧旌枉矢、虹旃蜺旒。「李善注」虹、旒、已見上注。高唐賦曰、蜺爲旒。旗。(18b3)
- 「西京賦」上文の「互雄虹之長梁」注に「楚辭曰、建雄虹之采旒。」とあることを示したもので、「同卷再見」となる。
- 永隆本に見られる「已見」には、「上文」と「上注」の表記上の違いは見られるものの、義例(1)、(2)と合致する。板本には、この他、永隆本殘卷の該當箇所「已見西都賦」に作るものが先に挙げた義例(6)の他に、十六例あり、一例を除いて全て義例(2)と合う⁹⁾。これは、永隆本の段階で未整理だった體裁が、改變によって整えられたことを示している。
- ところが、卷四五の東方朔「荅客難」と楊雄「解嘲」の一部を残す乙

卷は、様相が異なる。唐寫本乙卷で「已見某篇」に作る四例は、義例(2)と一致するが、「已見上」に作る次の五例には問題が残る。

- 〔東方朔「荅客難」〕
- 1 計同范蠡、忠合子胥。「李善注」子胥、已見上。(5a6。板本なし。)
- 卷四五の上文には正文・注ともに伍子胥に關する記述はなく、卷四四の陳琳「檄吳將校部曲文」の「用申胥之訓兵」注に、「史記曰、……。又樂毅遺燕惠王書曰、昔伍子胥說聽於闔閭、而吳王遠跡至郢。韋昭國語注曰、申胥、楚大夫伍奢之子子胥也。名員。員奔吳、吳與地、故曰申胥。」とある。
- 2 若夫燕之用樂毅、秦之任李斯、酈食其之下齊。「李善注」李斯、已見上。(5a9。板本作「又曰、秦卒用李斯計謀、競并天下、以斯爲丞相。）」
- 卷四五の上文には正文・注ともに李斯に關する記述はなく、卷四一の司馬遷「報任少卿書」の「李斯、相也、具于五刑」注に、「史記曰、李斯、楚上蔡人也、從荀卿學帝王之術。入秦、秦卒用其計、二十餘年、竟并天下、以斯爲丞相。二世立、以郎中趙高之譖、乃具斯五刑、腰斬咸陽。」とある(卷四一より前に同文が二箇所引かれている)とある
- 〔楊雄「解嘲」〕
- 3 而談者皆擬於阿衡。「李善注」阿衡、已見上。(8a1。板本作「詩曰、實惟阿衡、左右商王。毛萇曰、阿衡、伊尹也。」)
- 「阿衡」は、卷四〇、阮籍「爲鄭冲勸晉王牋」の「遂荷阿衡之號」注に「毛詩曰、實維阿衡、實左右商王。毛萇曰、阿衡、伊尹也。」とあるだけである。
- 4 昔三仁去而殷墟。「李善注」三仁、已見上。(8a5。板本作「三仁、微子、箕子、比干。」)
- 「三仁」は、卷一四、班固「幽通賦」の「三仁殊於一致兮」注と、卷四一、陳琳「爲曹洪與魏文帝書」の「是故三仁未去」注に「論語曰、微

文」ではなく、集注本卷七三下 23 b のように「錐刀之用、已見求自試表」と作れば義例(2)と合う。

一方、集注本に見られる「已見上文」12條、「已見上注」6條は、すべて同篇内に於いて既に注に引用されているもの(その言葉が正文にあるか、別の正文の言葉について引用された注の中に含まれているかのどちらか)である。これは、義例(1)の主旨に合うし、なおかつ、斯波博士の「(1)の「同卷」は「同篇」に作るべきではなからうか」という指摘の通り、「同卷」ではなく「同篇」なのである。同篇の序であっても、「已見上文」(集注本卷九四下「三國名臣序贊」注など)と記している。

また、集注本には、唐寫本乙卷に見られた義例(3)に相當するものは一條も見られない。集注本の系統は、唐寫本乙卷とは違う可能性が高い。もともと義例(3)は『文選』李善注を全て暗誦していない限り、理解不能な注であり、従省義例としては、義例(1)と義例(2)だけで十分なのである。集注本はその體裁に則っている。板本に見られる従省義例の混乱は、義例(3)を多用したことで、六臣注本のように引文重出を行ったことから始まったと言えよう。

溯れば、そもそも、この混乱は、最初の義例(1)が不適切であったことから生じたのではなからうか。義例(1)は、本来、同篇再見についてのものであり、「石渠」については、「石渠、已見序」とし、義例(2)に入るべきものだったのである。とすれば、李善が考えた従省義例は一貫したものになったはずであり、後世の改變も混乱を生じることとはなかったであろう。

また、永隆本・唐寫本と板本との比較結果でも指摘したように、全てが最初から義例通りに行われたわけではないし、板本でも、改められていないものも数多い。例えば、左思「三都賦序」の「假稱珍怪、以爲潤色」注(集注本卷八3a)の「珍怪、已見南都賦」は、板本(尤本・胡刻本

卷四13a)には無い。その上、「潤色」の注に「論語、子曰、東里子產潤色之。」を引く(板本はこの注も無い)が、これはすでに卷一「兩都賦序」の「潤色鴻業」注に引かれている。義例に據れば「潤色、已見兩都賦序」となるところである。

四方上下の意味の「六合」は、卷一、班固「西都賦」の「是故橫被六合」(注「呂氏春秋曰、神通乎六合。高誘曰、四方上下爲六合。」)の他に、『文選』に二十例見られる。頻出する言葉であるのに、従省義例になっているのは、次の三例のみである。

- ・卷一、班固「東都賦」、「六合相滅」注、「六合、已見上文」に作る。
- ・卷四、左思「蜀都賦」、「兼六合而交會焉」注、集注本(卷八8a)は「呂氏春秋」と高誘注を引くが、板本は「六合、已見西都賦」に作る。

- ・卷五、左思「吳都賦」、「一六合而光宅」注、集注本(卷九2b)と尤本・胡刻本(卷五1b)は「呂氏春秋」と高誘注を引くが、明州本・袁本・朝鮮本は「六合、已見兩都序」(正しくは「兩都序」ではなく、「西都賦」である)に作る^②。

他の六例(卷三、張衡「東京賦」、「六合殷昌」注/卷六、左思「魏都賦」、「六合之樞機」注/卷一、何晏「景福殿賦」、「是以六合元亨」注/卷一六、潘嶽「閑居賦」、「六合清明」注/卷二〇、陸機「皇太子謙玄圃宣猷堂有令賦詩」、「淳耀六合」注/卷三五、張協「七命」、「六合時邕」注)は、『呂氏春秋』と高誘注(卷三と卷十一のみ)を引く。七例(卷三八、庾亮「讓中書令表」、「悠悠六合」注/卷三八、桓溫「薦譙元彥表」、「方今六合未康」注/卷四三、趙景眞「與嵇茂齊書」、「虎嘯六合」注/卷四四、司馬相如「難蜀父老」、「是以六合之内」注/卷四七、袁宏「三國名臣序贊」、「六合紛紜」注/卷五一、賈誼「過秦論」、「履至尊而

制六合」注／卷五一、賈誼「過秦論」、「然後以六合爲家」注は注が無く、一例（卷四五、班固「荅賓戲」、「是以六合之内」注）は、「韋昭曰、六合、天地四方也。」（『漢書』の舊注）となっている。^⑬

義例（3）があるなら、すべて「已見上文」のはずなのに、板本も含めて従省義例とは関係ない注になっているのである。このような例は、枚擧に暇がない。

更に、板本に見られる「已見某篇」への改變では、左思「蜀都賦」の「都人士女」注の「西都賓曰、都人士女。」（集注本卷八26b）から「都人士女、已見西都賦」^⑭（尤本・胡刻本卷四22b）への改變のように、従省義例を誤解して、正文作者が基づいた作品そのものまでも「已見」に改めたものも散見する。しかし、そのすべてが不適切な改變ではないことは、永隆本と板本との比較でも、指摘したとおりである。集注本との関係でも、例えば、謝朓「和王著作八公山」の「吁嗟命不淑」注の「毛詩曰、于之不淑」（集注本卷五九下25b）から「不淑、已見嵇康幽憤詩」（尤本・胡刻本卷三〇18a）への改變のように従省義例に沿ったものもある。

以上、従省義例「已見」について、永隆本・唐寫本、集注本と板本とを比較して、李善注の増補改變の實態を検討した。その結果、従省義例そのものに問題があり、更に當初から義例に沿った注釋がなされていたわけではなかったことがわかった。これが板本に到るまで続けている増補改變の混亂のきっかけになっているのである。

李善注への『漢書』顏師古注などの混入が見られる「鈔」にも、「言此膏腴之梁米、已見陸機君子行」（集注本卷九三14a、王褒「聖主得賢臣頌」の「而享膏粱」注）^⑮という従省義例が見られる。李善注が世に出てまもなく、すでに、従省義例の追加が始まっていたのである。李善が『文選注』を上表（顯慶三年、六五八）してから、世を去る（載初元年、六九〇）まで

は三十二年もあり、また永隆本が筆寫（永隆二年、六八一）されてから數えても、十年近くはある。官職を退いた後、『文選』を講義し續けていた李善自身が補訂を重ねた可能性は十分に考えられる。

唐末の李匡父の『資暇錄』（非五臣）に、初注・覆注・三注・四注・絶筆の五種の傳本があり、最後の絶筆本は、「皆音を釋し義を訓じ、注解甚だ多し」というものだったという。この「絶筆」の本という記事こそ、李善自身による増補改訂を示唆しているように思える。

そもそも、成書當初から完全無缺なものはありませんし、補訂を重ねても完璧なものにはならないと思う。比較的誤りが少なく、李善注の舊を留める唐末の寫本に最も近いと考えられる集注本にも、「已見上文」「已見上注」「已見上」などと表記に不統一があるし、「見下注」「見下句」「見下文」「已見前句」「已見上詩」など義例にないものもある。また、引文の時の名、字の表記も「曹植」「曹子建」が混在していて、形式的な表記に到るまで完全に統一されてはいない。板本段階の改變も同様である。李善注、集注本、胡刻本すべて、絶對的ということはありません。

李善注に見られる言語表現へのこだわりは、文學言語の創作を考察する上で、他の注釋より極めて有用なものであるし、集注本や胡刻本は、他本と比較したときに相對的に善本であるというのに變わりはない。その優れた點を利用すればいいと考える。

本稿では、「已見」をめぐる混亂の跡を追うに止まったが、李善注の増補過程については、唐寫本、集注本から板本へと直線的にはつながっていないこと、板本間においても卷ごとに増減に違いがあることなど、不明なことが多い。また、現行の李善單注本が六臣本から抽出されたものかどうかということも課題として残っている。^⑯天聖七年（一〇二九）雕造の北宋版李善注『文選』と、天聖四年（一〇二六）平昌孟氏校刊本五臣

注『文選』とを合編した「元祐九年（二〇九四）刊秀州（浙江省嘉興市）州學本六家注『文選』」をもとに刊行した秀州本（朝鮮本の祖本）には、合編の際、二萬餘箇所に改訂を加えたと記されている。約四萬箇所ある李善注の半數近くに手が加えられたことになる。「文選學」には、まだまだ未解明の課題が山積しているのである。

注

- ① 「唐鈔李善單注本『文選』殘卷考」（『中國學研究論集』第七號、二〇〇一年）。
- ② 『中國學研究論集』第一、六號、一九九八～二〇〇〇年。
- ③ 『日本中國學會報』第二集、一九五一年。
- ④ 以下の卷・葉は胡刻本による。なお、本稿でいう板本は、尤本・胡刻本・袁本・朝鮮本・明州本をさす。茶陵本・四部本は「已見」について引文を重出する體例を取るため、本稿での異同の指摘には含めない。
- ⑤ 永隆本は、「少君、樂大已見西都賦」に作るが、高步瀛『文選李注義疏』（一九二九年。以下、「高氏義疏」）に指摘するように、「少君」は李少君と文成將軍の少翁を誤解したものである。
- ⑥ 胡氏考異に「振和鸞兮京師、袁本、茶陵本「鸞」作「鸞」、是也。」という。
- ⑦ 永隆本は、「三」字を「波」字に誤る。饒宗頤「敦煌本文選輯證」（二）（『新亞學報』3-1、2 一九五七年。木鐸出版社『昭明文選論文集』収録。以下、「饒氏輯證」）に、「此節注永隆本特多誤筆、……△三山△又誤作△波山△。」と指摘する。
- ⑧ 板本は、「楚辭曰、建雄虹之采旄。上林賦曰、拖蜺旌也。」に作る。高氏義疏、饒氏輯證に指摘するように、引文を重出する茶陵本の影響を受けたものと考えられる。
- ⑨ 前掲注①拙稿参照。「俯察百隧」注に「隧、已見西都賦。」（13 a 10。永隆本薛綜注云、「隧、列肆道也。」）とあるのは、「西都賦」の「貨別隧分」注に「薛綜西京賦注曰、隧、列肆道也。」と、ここの薛綜注を引いて

いるのを指すというのだから、「隧、已見西都賦」と改める必要はない。この誤った改變のために、板本はこの薛綜注から「隧、列肆道也。」の五字を削除してしまっている。

⑩ 明州本・四部本無此八字。△干△下、朝鮮本袁本有△也△字。

⑪ 或いは、「兩都賦」に關しては「序」を別篇と見なしていなかったことも考えられるが、李善注に「兩都賦序文」（集注本卷八2 a「賦者、古詩之流也」注）とあり、「兩都賦序曰」の引文もあるので、「序」を別篇としていたと考えるのが妥當であろう。

⑫ 「胡氏考異」に「注 呂氏春秋曰下至爲六合、袁本此二十字作六合已見兩都序、是也。茶陵本復出、非。」と言う。

⑬ 他一例（卷四七、袁宏「三國名臣序贊」、「六合徒廣」注）は、「荀悅漢紀論曰、以六合之大、一身之微、而匹夫無所容、豈不哀哉。」二例（卷二三、歐陽建「臨終詩」、「恢恢六合間」注／卷三四、曹植「七啓」、「似若狹六合而隘九州」）は、「山海經曰、地之所載、六合之間。」という内容に即した引證になっている。

⑭ 明州本・袁本・朝鮮本は、「都人士女、已見上文」と改變している。

⑮ 斯波六郎「舊鈔本文選集注卷八校勘記」（『文選索引』付載、一九五九年）に指摘がある。

⑯ 卷二八「君子有所思行」の「善哉膏梁士」李善注に、ここと同じ「國語」と賈逵注が引かれているのを指す。

⑰ 拙著『文選李善注の研究』（研文出版、一九九九年）参照。

⑱ 尤本・胡刻本が、一部、六臣本系統の茶陵本・四部本の引文重出の影響を受けているのも確かであるが、しかし袁本・明州本・朝鮮本よりも、尤本・胡刻本が「已見某篇」をより多く残しており、この従省義例からは、一概に尤本がすべて六臣本から李善注を抽出したとも言えない。拙稿「書評 岡村繁著『文選の研究』（『中國文學報』第六〇冊、二〇〇〇年）参照。

（廣島大學大學院文學研究科教授）